

令和 5 年 9 月 4 日
23 福福送第 8 5 7 号



生活保護問題対策全国会議
代表幹事 弁護士 尾藤 廣喜 様

江戸川区長 齊藤 猛

生活保護行政に関する公開質問状（回答）

貴団体より受領した令和5年8月 21 日付け「生活保護行政に関する公開質問状」に対し、回答します。

【連絡先】
福祉部生活援護第二課
課長 中沢 清人
TEL 03-3657-7636

1 委員の選任等について

本件事案については、令和5年7月より現在まで副区長及び関係管理職等を構成員とする区内部検討委員会(以下「内部検討委員会」といいます。)において、関係職員へのヒアリング、資料確認等の事実調査及び組織内の課題分析、再発防止策の検討等を行っています。

これらの調査及び検討結果等については、江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会(以下「検証・検討委員会」といいます。)に報告し、検証・検討委員会より追加調査・資料提出等の必要性が示されれば、これに対応しながら、それらの調査資料等に基づき、検証・検討委員会において検証作業を進めていただく予定です。

なお、検証・検討委員会の構成委員については、既に当区ホームページでも公表しているとおり、客観的かつ公正な検証による原因究明及び再発防止策の策定を進めるため、生活保護行政に精通した学識経験者の他、組織の心理的安全性の検証やコンプライアンス等の観点を含め総合的に専門的な検証を行うべく、医師、弁護士を含む外部の有識者5名を選任し、この方たちを第三者専門委員(以下「第三者専門委員」といいます。)と位置付けています。

そして、先述した内部検討委員会による報告内容を踏まえた追加調査・資料等の要求、本件事案の事実経過及びその背景・原因等に係る事実の認定、評価等本件事案に係る検証作業は、公正性及び客観性を確保するため、第三者専門委員のみの合議によって行っていただく予定です。

もっとも、再発防止策の検討については、本件事案の重大性や地域社会に与えた影響の大きさを重く受け止め、区民との信頼関係こそが区行政の基盤であるという立場から、生活保護行政に関わる様々な立場の区民や二元代表制の下、行政執行の監視や政策提案等に関わる区議会とも課題を共有し、その意見を聴取する機会を設けることが適当であると考えた次第です。ただし、再発防止策の検討は、第三者専門委員の合議による検証結果を踏まえて行われ、専門的知見に関わる内容に係る第三者専門委員の判断は当然に尊重されるものと考えています。

以上のとおり、当区は、本件事案の調査・検証等の方法について、第三者専門委員による検証作業を基軸としつつも、区として主体的に責任をもって課題検証を行い、再発防止策の実効性を確保すべく、内部検討委員会が調査及び再発防止策の履行状況の確認等に関与する体制としたものであり、ご指摘のガイドラインが想定する「第三者調査委員会」に調査等の全てを委託する方針をとっていません。また、同ガイドラインは、事案の関係者が調査主体となり、又はこれに加わって調査主体の一部となることを含め、各地方公共団体の判断で同ガイドラインの想定する「第三者調査委員会」とは別個の制度として組み立てること自体を否定していません。これらの調査・検証等の方針は、各地方公共団体が事案の性質、状況等を踏まえて判断すべきことと考えて

います。

しかしながら、当区としても、本件事案について、事案に適した識見を有する第三者による公正、中立で客観的な検証を経ることは非常に重要であると考えており、上記のとおり検証等に係る第三者専門委員のみの合議体の確保や人選、人数バランス等を総合的に勘案し、検証・検討における公正性、客観性の確保を十分考慮した体制を整備できたと考えています。

従いまして、検証・検討委員会の構成委員を変更する考えはありません。

2 検証・検討事項について

法令に基づき事務処理を行うことは区職員として当然の責務であり、本件事案に係る検証・検討においては、違法な処理があったか否かもその対象になるものと考えています。

既に当区ホームページで公表しているとおり、検証・検討委員会における検証・検討内容には「事案の背景・原因」及び「リスク管理体制」を挙げており、本件事案におけるご遺体の発見から発覚、公表までの事実経過及び原因等については、検証対象となるものと考えています。

なお、区議会への説明が非公開の全員協議会でなされたことについては、区議会が決定した方針と要請に応じたものであり、当区がその妥当性を検討すべき対象とは考えておりません。また、当区は、当該全員協議会での説明後、同様の内容をプレスリリースで公表しました。

検証・検討事項に係る質問事項に対する当区の考えは上記のとおりですが、検証・検討委員会から調査等の要求があれば、適宜調査・報告等の対応を行っていく所存です。

3 検証・検討委員会の公開等について

当区としては、検証・検討委員会の検証等に係る情報は可能な限り公開していく考えですが、本件事案の検証を十分に行うためには、検証・検討委員会の各委員が独立した立場で自由闊達な議論を行い、かつ、審議の公正・中立性、客観性が確保されることが重要であると考えます。特に審議過程の公開のあり方を決定するうえでは、そのことを十分に踏まえる必要があると考えており、会議を公開することで却って個人情報、人事情報等本件事案の検証に必要な情報が提供できなくなり、客観的な事案検証が妨げられる事態や、公開することで各委員が率直な意見交換に慎重となり、或いは公正な審議が害されるような事態を生じない方法で公開の可否を判断すべきと考えます。

以上の考えに基づき、検証・検討委員会の審議については、公開することを原則とし、たうえて、①江戸川区情報公開条例第7条第1項各号に該当する不開示情報を取り

扱う場合、②公開することで率直な議論を妨げ又は審議の公正性を害するおそれがある場合については、委員長と協議のうえで非公開とします。

なお、非公開とした場合の情報開示のあり方等については、検証・検討委員会の意見もお聞きしながら決定してまいります。